

平成21年分 確定申告のご案内

所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに

確定申告はe-Taxをご利用ください

- ◎ 国税庁ホームページから電子申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、直接電子申告（e-Tax）ができます。
- ◎ 最高5,000円の税額控除
所得税の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除が受けられます（平成19年分又は平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません）。
- ◎ 添付書類の提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- ◎ 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>



平成21年分の申告書の受付期間及び納税の期限

申告書	受付期間	納税の期限
所得税の確定申告	2月16日(火)～3月15日(月)	3月15日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	1月 4日(月)～3月31日(水)	3月31日(水)
贈与税の申告	2月 1日(火)～3月15日(月)	3月15日(月)

税務署閉庁日対応について

今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、
2月21日・2月28日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付を行います。
（注）当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。
また、上記以外の土・日・祝日は執務を行っておりませんので、ご注意ください。

所得税・消費税の納税は電子納税又は口座振替で。還付金の振込先の記入は確実に！

- ◎ 電子納税は、パソコンや携帯電話、ATM等から納税することができますので大変便利です。
- ◎ 口座振替は、水道・電気・ガス等の公共料金と同様、ご指定の金融機関から自動引落しによって納税することができますので大変便利です。
なお、本年分から口座振替を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。
*平成21年分確定申告の振替日は、次のとおりです。
所得税……………平成22年4月22日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税……平成22年4月27日(火)
- ◎ 還付金の銀行振込を希望される方は、振込先の「本支店名」、「預金の種類」及び「口座番号」を確実に記入してください。また、郵便貯金への振込を希望される方は、通常貯金の「記号」、「番号」を記入してください。
*預貯金口座は、確定申告書の住所・氏名と同じものに限り、通帳をご確認の上、記入してください。
*金融機関の統廃合により「支店名」、「口座番号」等が変更されている場合がありますのでご注意ください。